新エネルギー機器などの設置費用の一部を補助

太陽光発電などの新エネルギー機器などを購入・設置した方に、表1のとおり補助金を交付します。

機器の設置日により、表2のとおり申請できる期間が異なりますので、注意してください。

◇対象　市内に住所があり、未使用の補助対象機器を新たに購入・設置した方

※個人事業主、法人も対象です。

※市税及び国民健康保険税を滞納している方を除きます。

◇案内・申請書の配布　市役所環境課計画推進係、東部出張所、あいぽっく、環境コミュニケーションセンター、武蔵野会館で（市ホームページからダウンロードも可）

◇申請　表2の申請期間中に必要書類を持って市役所環境課計画推進係へ

◎注意事項

＊申請は、同一住宅につき1回限りです（複数機器の申請は不可）。

＊以前、補助金を受けた方は対象となりません。

＊予算を超える応募があった場合は抽選になります。

＊補助対象機器の基準は、要綱（市ホームページに掲載）で確認できます。

＊現地調査を行う場合があります。

☆詳しくは、環境課計画推進係へ。

表1

補助対象機器	補助金額
太陽光発電システム	２万円に補助対象機器の最大出力キロワット数を乗じた額（８万円を限度）
太陽熱高度利用システム	５万円（定額）
太陽熱温水器	２万5000円（定額）
蓄電池 ※HEMS等の導入が条件	機器費の３分の１以内の額（５万円を限度）
燃料電池（エネファーム） ※HEMS等の導入が条件	５万円（定額）
住宅用ガス発電給湯器（エコウィル）	３万円（定額）
直管型LED照明器具改修工事	工事費等の３分の１以内の額（10万円を限度）

※補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額です。

※HEMS（ヘムス）とは、家庭のエネルギー使用量・発電量を視覚的に確認し、制御できるシステムです。

表2

機器設置期間		申請期間
第１期	４月１日～６月30日	７月１日～29日
第２期	７月１日～９月30日	10月３日～31日
第３期	10月１日～12月31日	平成29年 １月４日～31日
第４期	平成29年 １月１日～３月31日	平成29年 ３月１日～17日

※第４期は設置予定日で申請できます。

住宅防音工事に国が助成

横田飛行場に離着陸する航空機による騒音の障害を防止・軽減するため、防音工事の助成を行っています。

◇対象　次のいずれかに該当する住宅

＊右の図の75W・80Wの区域内に、昭和59年３月31日までに建築された住宅

＊右の図の85W以上の区域内に、平成６年３月31日までに建築された住宅

◇申請　住宅防音工事希望届を北関東防衛局（さいたま市）へ提出

※住宅防音工事希望届は、市役所住宅係にあるほか、北関東防衛局ホームページからダウンロードもできます。

※北関東防衛局や市では、設計事務所や工事業者のあっ旋はしていません。
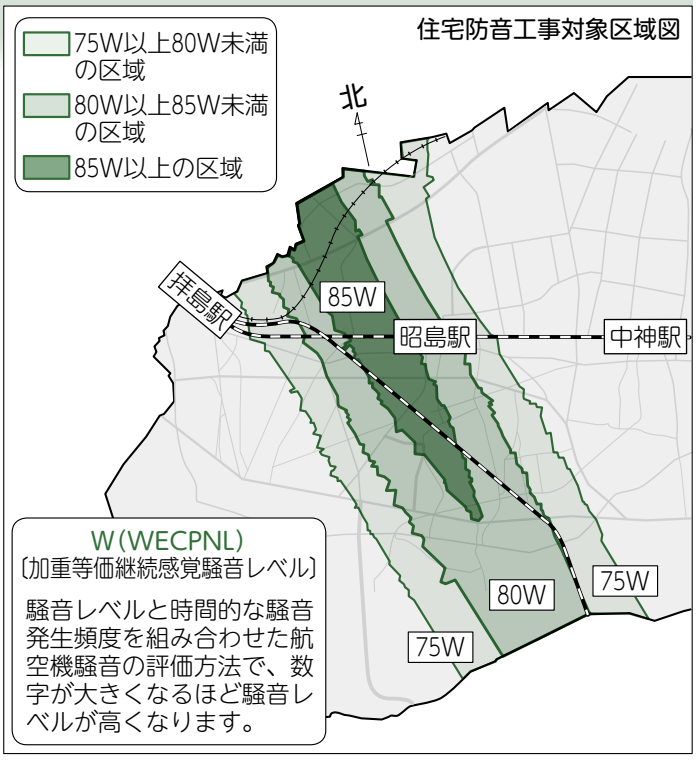
☆詳しくは、北関東防衛局住宅防音課☎048-600-1821、または、市役所住宅係へ。